

平成 29 年 10 月 11 日

道路局 環境安全課

「道路デザイン指針（案）」の改定及び 「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」の策定について

景観に配慮した道路のデザインを実施する際に参考とすべき事項をとりまとめた「道路デザイン指針（案）」の改定及び「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」の策定を行いました。

「道路デザイン指針（案）」（平成 17 年 4 月策定、以下「指針（案）」）及び「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」（平成 16 年 3 月策定、以下「ガイドライン」）により景観やデザインに配慮した道路整備が一定程度進んできた一方、インバウンド観光の増加等も踏まえて良好な道路の景観形成への要請もますます高まっています。

このため、国土交通省では、「指針（案）」及び「ガイドライン」について、内容の更新や充実が必要な部分の改定を目的に、「道路のデザインに関する検討委員会」（委員長：天野光一 日本大学教授）を本年 3 月に設置し、検討を進めてまいりました。

検討の結果、「指針（案）」については、道路空間の再構築など時代に合わせた変更等の部分的な改定を行い、「ガイドライン」については、照明、標識柱など道路空間に数多く設置される道路附属物等が道路景観に与える影響の大きさに鑑み、防護柵以外の道路附属物等も対象とするなど全面改定するかたちで「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」を策定いたしました。

< 「道路デザイン指針（案）」及び「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」の入手先 >

国土交通省ホームページ：http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/road_design/index.html

< 添付資料 >

- ・ 「道路デザイン指針（案）」及び「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」の概要

【問い合わせ先】

国土交通省 道路局 環境安全課 沿道環境専門官 川俣（内線 38212）

環境安全課 課長補佐 服部（内線 38232）

Tel：03-5253-8111（代表） 03-5253-8495（直通） Fax：03-5253-1622